

公開

令和5年度
東京都信用保証補助審査会

令和6年2月7日（水曜日）

東京都産業労働局

令和5年度東京都信用保証補助審査会

1 日時及び場所

令和6年2月7日（水曜日） 9時58分～11時26分

東京都庁第一本庁舎33階特別会議室N6

2 出欠

出席 松田二郎会長 伊藤しょうこう委員
かまた悦子委員 とくとめ道信委員
中澤さゆり委員 成清梨沙子委員
矢田部裕文委員 山口拓委員

欠席

服部津貴子委員 松川紀代美委員

3 会議次第

1 開会

2 挨拶 東京都産業労働局次長 松本明子

3 審査 「東京信用保証協会の保証債務履行損失補助に係る令和5年度
補助金の使途について」

4 答申

5 閉会

9時58分開会

○松田金融課長 本日はお忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから令和5年度の東京都信用保証補助審査会を開会いたします。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

お手元には、議事次第、席次表、東京都知事からの諮問文の写しをお配りしております。

なお、総括資料につきましては、卓上のタブレット端末を御覧いただければ幸いです。

タブレット端末でございますけれども、説明に合わせまして事務局で操作いたします。資料を表示いたしますので御覧いただければと思います。画面の右上にございます非同期ボタンを押すことで、御自身で画面を操作いただけます。その後、同期に戻すことで今説明している部分の資料に戻りますので、適宜御活用ください。

次に、委員の皆様を御紹介させていただきます。

お手元のタブレット端末に表示されました、総括資料の1ページにございます委員名簿を御覧ください。

まず、本審査会の松田二郎会長でございます。会長につきましては、既に前年の審査会で選任されております。

○松田会長 松田です。よろしくお願いいたします。

○松田金融課長 続きまして、委員の方を50音順に御紹介させていただきます。

伊藤しょうこう委員でございます。

○伊藤委員 よろしく申し上げます。

○松田金融課長 かまた悦子委員でございます。

○かまた委員 よろしく申し上げます。

○松田金融課長 とくとめ道信委員でございます。

○とくとめ委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

○松田金融課長 中澤さゆり委員でございます。

○中澤委員 よろしくお願いいいたします。

○松田金融課長 成清梨沙子委員でございます。

○成清委員 よろしくお願いいいたします。

○松田金融課長 矢田部裕文委員でございます。

○矢田部委員 よろしくお願いいいたします。

○松田金融課長 山口拓委員でございます。

○山口委員 よろしく願いいたします。

○松田金融課長 なお、松川紀代美委員、服部津貴子委員につきましては、本日は所用により御欠席となっております。

続きまして、産業労働局次長の松本でございます。

○松本産業労働局次長 松本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○松田金融課長 次に、本審査会の事務局を務めます金融部長の福田でございます。

○福田金融部長 よろしく願いいたします。

○松田金融課長 融資制度・債権管理担当課長の末廣でございます。

○末廣融資制度・債権管理担当課長 末廣です。よろしくお願いいたします。

○松田金融課長 申し遅れましたが、私、本日の司会進行を担当させていただきます金融課長の松田でございます。よろしくお願いいたします。

次に、本審査会の定足数でございますが、総括資料の2ページでございます東京都信用保証補助審査会条例第7条第1項の規定により、定足数は委員の半数以上となっております。本日は、委員10名中8名の方に御出席いただいておりますので、本審査会が成立しておりますことを報告させていただきます。

続きまして、本審査会の公開の範囲について御案内申し上げます。

本審査会における債務者別説明及びこれに関する質疑応答部分につきましては、事業主等に係る個人情報や個別企業の事業に関する情報を含むため、総括資料の3ページでございます東京都信用保証補助審査会運営要綱第5の規定に基づきまして、非公開といたします。それ以外につきましては公開とさせていただきます。議事録及び資料につきましても同様の取扱いといたします。

なお、議事録の正確を期すために速記を入れてございますので、御了承願います。

また、御発言の際は事務局がお渡しするマイクをお使いいただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、これから先の進行につきましては、松田会長にお願いしたいと存じます。

松田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○松田会長 松田でございます。松田課長から松田へのバトンタッチでございます。

私どもの中小企業団体中央会でございますが、東京の中小企業の組合、団体1,700団体によって組織をされておまして、傘下の中小企業27万社ということになっております。そういう意

味で、この審査会についても中小企業の経営の根幹に関わります資金の面で大変重要な審査会でもございまして、その辺り十分認識をして司会をさせていただきたいと思っております。

前回の審査会で会長に御指名をいただいておりますので、今任期中引き続き会長を務めさせていただきます。委員の皆様方の御理解、御協力を賜りまして、誠心誠意、審査会の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。皆様方には、補助金の使途につき公正・妥当を期するため、中小企業金融の円滑化に制度融資が果たしております役割を踏まえまして、慎重な御審査をいただきますようお願いいたします。

それでは、まず会長代理と議事録署名人の指名をさせていただきたいと思っております。

東京都信用保証補助審査会条例第5条の規定によりまして、あらかじめ会長代理を指名することになっております。この件につきましては、東京における中核的な中小企業支援機関でございます東京都中小企業振興公社の専務理事であり、中小企業支援に造詣が深い矢田部委員を御指名申し上げたいと思っております。

また、東京都信用保証補助審査会運営要綱第6の規定に従いまして、議事録には会長及び会長の指名する委員が署名することになっております。これにつきましても矢田部委員にお願いをしたいと思います。併せてどうぞよろしくようお願いいたします。

次に、お手元に配付しております東京都知事からの諮問文の写しを御覧いただきたいと思っております。

本日の審査会は、東京都信用保証補助審査会条例第2条の規定に基づきまして、東京信用保証協会に対し都が交付する補助金の使途について御審査をいただくものでございます。

それでは、審査に入ります前に、松本産業労働局次長から御挨拶をいただきたいと思っております。お願いいたします。

○松本産業労働局次長 産業労働局次長の松本でございます。

今年度の東京都信用保証補助審査会の開催に当たりまして、本来ならば局長の坂本が御挨拶を申し上げるべきところでしたが、都合により欠席をいたしておりますので、私のほうで一言御挨拶申し上げます。

本日は大変お忙しい中、本審査会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、皆様には日頃より東京都の産業労働行政に格別の御理解と御支援を賜りまして、誠にありがとうございます。

現在の中小企業を取り巻く状況を見ますと、コロナ禍からの回復の兆しが見られる一方で、足元では倒産件数が増加しているなど依然として予断を許さないという状況が続いております。

また、ウクライナをはじめ世界の様々な情勢などに伴いますエネルギーや原材料価格の高騰が続き、引き続きそれらにも注視をしていく必要があるなど、先行きが見通しにくいという状況になっております。

こうした中でも東京の経済の回復を確かなものとしていくためには、産業構造の変化などを的確に捉え、中小企業における競争力の強化やデジタル化あるいはグリーントランスフォーメーション、雇用環境の整備、女性の活躍の推進など、中小企業の成長につながる様々な取組を後押ししていく必要がございます。

東京都といたしましても、金融支援の中核を担う東京都制度融資におきまして一層きめ細かな支援を行うため、感染症融資の借り換えや緊急的な資金需要に対する融資メニューを拡充するとともに、東京信用保証協会が事務局となり抜本的な経営改善が必要な事業者の皆様の資金繰りを支援する融資メニューを創設するなど、中小企業の皆様の経営状況に応じた金融支援の強化を図っておるところでございます。また、DXやGX、働き方改革などに取り組む中小企業の皆様向けの支援メニューや創業融資の拡充など、新たな挑戦についてもしっかりと後押しをしておるところでございます。

本日の審査会でございますが、東京都制度融資に関連しまして東京信用保証協会が行いました金融機関への代位弁済に関し、令和5年度に都が交付を予定している補助金について御審査をいただくものとなっております。具体的な内容は後ほど御説明をさせていただきますが、先ほど会長からもお話がありましたとおり、本補助制度というのは、東京信用保証協会の積極的な保証を促して中小企業金融の円滑化を図るための支援として大変重要な役割を担っているものでございます。審査会におきましては様々な見地から忌憚のない御意見を賜りたく存じます。

委員の皆様には、今後とも都の中小企業金融施策に御指導、御鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。私の挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○松田会長 松本次長、ありがとうございました。

なお、松本次長は、次の公務の都合ということで、残念ながらここで退席ということになります。ありがとうございました。

○松本産業労働局次長 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

(松本産業労働局次長 退席)

○松田会長 それでは、これから審査に入りたいと思います。

まず、本日の総括的な事項につきまして、福田金融部長から説明がございます。

お願いいたします。

○福田金融部長 改めまして、金融部長の福田でございます。

委員の皆様方には、日頃より都の金融施策に対しまして格別の御指導、御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

私からは、制度の概要や本日の審査につきまして総括的な説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

お手元のタブレット端末を御覧ください。

5ページでございます。

まず初めに、「東京都中小企業制度融資の概要」について御説明いたします。

制度融資は、中小企業信用保険法に基づきまして中小企業の信用力を補完することで、エネルギーや原材料価格の高騰などにより業況が厳しい企業の経営の安定化を図るとともに、新たな事業展開に向けた後押しを行うセーフティネットとして、都内中小企業における金融機関からの資金調達を円滑にする重要な役割を担っている制度でございます。

図を御覧ください。この制度融資は、東京都と東京信用保証協会、そして金融機関の3者が協調して資金を供給する制度でございます。

それぞれの役割ですが、保証協会は、中小企業が金融機関から融資を受ける際にその債務を保証いたします。金融機関は、都の定めた条件で運転資金や設備資金の融資を行います。万が一、借入をした中小企業が債務不履行となってしまった場合、保証協会は中小企業に代わり金融機関にその債務を弁済することになっております。

都は、金融機関に対する貸付原資の預託や中小企業が保証協会に対して支払う信用保証料の補助を行うとともに、保証協会に対して保証債務の履行によって生じた損失の一部を補助することにより、中小企業の負担軽減や円滑な資金調達を図っております。その中でも保証債務履行補助は、保証協会が中小企業に代わり金融機関に債務を弁済した金額の一部について、都が補助金を交付することで保証協会の積極的な保証を促すための支援でございます。

本日の審査会におきましては、令和5年度に保証協会に対し都が交付を予定しております、この保証債務履行補助金の公正性・妥当性について御審査をお願いするものでございます。

6ページを御覧ください。

次に、「保証債務履行補助事務のスキーム」でございます。本スキームは、補助金交付の時期の違いによりまして、償却時に補助を行う方式と代位弁済時に補助を行う2つの方式がございます。今年度は償却時に補助を行うものが全体の99.9%となっておりますので、左側の図に

より御説明いたします。

まず、中小企業が返済不能となるなど債務不履行となった場合、保証協会が金融機関に代位弁済をして、保証協会は中小企業に対する求償権を取得いたします。また、取得した求償権の一部は、中小企業信用保険法に基づき日本政策金融公庫からの保険金を受け取ります。保証協会は中小企業に対して督促や回収を続けますが、債務者が破産や民事再生などの法的な手続を実施した場合や、死亡、失踪等により回収不能となった場合、あるいは保証債務の履行後5年が経過した場合などに求償権を償却します。これを受けまして、都は日本政策金融公庫からの保険金で補填されなかった部分の一部について、保証協会に補助金を交付いたします。

都におきましては、交付金支出の抑制を図るため原則として保証協会に回収努力を求めておりまして、求償権の償却時に補助をする方法を採用しております。

なお、下段の欄外「※」印にございますとおり、保証協会は都からの補助金受領後に回収金を得た場合には、都と日本政策金融公庫に対してその負担割合に応じた額を返納することとなっております。

次に、「東京信用保証協会事業概況表」を御覧ください。

保証申込、保証承諾、保証債務残高、代位弁済、回収について、平成26年度からの推移をそれぞれお示ししております。

まず、表頭の左から2番目、保証承諾の欄を御覧ください。平成30年度までは1兆1,000億円前後で推移をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、令和元年度末から保証承諾額が増加し、令和2年度は約6兆3,000億円となっております。なお、この令和2年度の保証承諾額のうち、いわゆるゼロゼロ融資などの新型コロナ感染症対応融資は約5兆6,000億円ございました。令和3年度以降の保証承諾は、おおむね令和元年度以前の水準となっております。保証協会におきましては、個々の保証審査について、返済能力の審査にとどまらず経営者の事業への取組姿勢ですとか経営能力などの人物把握にも努め、事業者の総合的な信用力に重点を置いて保証承諾を行っております。

次に、代位弁済でございますが、コロナ禍においては新型コロナの感染拡大の影響を受けた事業者に対して、国や都による各種の支援策などが講じられたため代位弁済額が低下しております。令和4年度からは、都内の倒産件数が増加傾向にあり、代位弁済は前年比で増加に転じております。

一番右側の欄、回収でございますが、保証協会は都からの補助金受領後も中小企業からの回収を行っております。そのため、過年度に補助金を受領した分の回収額も含んだ金額となって

おります。

8ページを御覧ください。

次に、「令和5年度保証債務履行補助補助金交付申請状況表」でございます。本日の審査に係る補助金交付申請の件数と金額をまとめております。

代位弁済から回収金額を控除したものが求償権残高になります。この求償権残高から日本政策金融公庫などから補填される保険金等を差し引いたものが、一番右の令和5年度補助金交付申請となります。右側最下段にありますとおり合計は3,121件、36億8,755万1,000円でございます。この補助金の交付申請について御審査をお願いするものでございます。

次に、「東京都信用保証補助審査会に係る事前調査実施要領」を御覧ください。

本審査会に先立ちまして、補助対象案件について私ども金融部職員及び外部専門家による事前調査を実施しておりますが、この調査の対象や実施方法を定めたものでございます。この事前調査につきましては、過去の本審査会における御意見のほか法律及び会計の専門家の御意見などを参考にして、この要領に基づき実施しております。

11ページ、「令和5年度補助対象案件の調査状況」により具体的に御説明いたします。

本年度調査対象となる案件は、主に平成30年度から令和4年度までに代位弁済した求償権でございます。先ほどと繰り返しますが、全部で1,658債務者、3,121件、36億8,755万1,000円となります。

まず、①「東京都職員による調査」で、これら全ての案件について補助金交付の対象として適合するか、昨年6月から12月にかけて調査をいたしました。具体的には調査項目の欄にありますとおり、補助対象となる制度融資であるか、保証協会が信用保証協会法に基づき作成しております業務方法書に従い債務保証をしているか、日本政策金融公庫の保険金の補填があるか、また補助金の金額の算定に誤りがないかなどでございます。また、案件に応じまして、保証状況、代位弁済状況、求償権の管理状況についても、それぞれ確認をしております。

次に、②「専門家による調査」でございます。調査の客観性、専門性を確保するために、弁護士会及び公認会計士協会からそれぞれ御推薦をいただいた中小企業金融に精通された弁護士及び公認会計士の方々により、昨年8月から12月にかけて4人体制で調査を行いました。

まず、調査対象ですが、保証直後に代位弁済されているものや補助金額が高額であるものなど、先ほど御説明いたしました事前調査実施要領に該当するものに加えて、無作為に抽出しました案件、合わせて74債務者、286件でございます。その調査方法でございますが、外部専門家は資料に基づく書面調査を行いまして、その中で疑問点等について保証協会に対し文書照会を

行い、回答を得ております。この書面調査の結果を踏まえ、さらに詳細に聞き取る必要があるとされた案件については、保証協会の各部門の実務責任者に対する対面調査を実施しております。

次に、③の本日の「審査会」でございますが、これから御説明をさせていただきます個別の債務者の案件は、専門家による調査が行われたものの中から委員の皆様に御説明すべき案件として専門家が選定した、25債務者、104件でございます。

以上、総括的な説明を終了させていただきます。委員の皆様には、令和5年度の補助金の使途につきまして御審査の上、答申をいただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○松田会長 ただいま事務局より説明があったとおり、審査を進めていきたいと思っております。

審査に当たりましては、東京都信用保証補助審査会運営要綱第2の規定によりますと、「会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を依頼し、意見を述べ、又は説明を行うよう求めることができる。」とあります。これから事務局が説明する内容は保証協会の実務に関わる内容が含まれておりますので、東京信用保証協会の役職員を出席させ、必要に応じて説明を求めたいと思っております。

また、先ほど事務局から説明がありましたとおり、債務者別説明、それとこれに関わる質疑応答については、事業主等に関わる個人情報ですとか個別企業の事業に関する情報を含みますため、非公開ということにいたします。

(債務者別の説明のため非公開)

これより答申につきましてお諮りをいたします。

令和6年1月26日付で東京都知事から諮問のございました東京信用保証協会の保証債務履行に対し都が交付する補助金の使途につきまして、審査会として妥当と認めるという答申にいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松田会長 ありがとうございます。

御異議がないようですので、そのように答申することを決定いたします。

答申文につきましては、会長であります私に一任とさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○松田会長 ありがとうございます。

それでは、事務局を通じまして、速やかに東京都知事に提出をいたします。

委員の皆様方におかれましては、長時間御審議をいただきました。誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審査会、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

11時26分閉会